



重大な消防法令違反の 建物をホームページに 公表します。

違反対象物の公表制度



制度の概要

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を浦安市のホームページで確認できる制度です。

<p>公表の対象となる建物</p>	<p>飲食店や物販店、ホテル等の宿泊施設、病院、社会福祉施設など不特定多数の人が出入りする建物や1人で避難することが困難な人が利用する建物です。(特定防火対象物)</p> 
<p>公表の対象となる違反内容</p>	<p>建物に設置が義務付けられた以下の消防用設備等が未設置のものを対象としています。</p> <p>① 屋内消火栓設備 ② スプリンクラー設備 ③ 自動火災報知設備</p> 
<p>公表の方法</p>	<p>浦安市の公式ホームページへ掲載します。</p>
<p>公表する内容</p>	<p>建物名称 例：〇〇ビル 建物の所在地 例：浦安市〇〇〇丁目〇番〇号 違反の内容 例：自動火災報知設備未設置</p>

